

事務連絡
令和4年1月13日

保護者 各位

南風原町立南星中学校
校長 金丸 利康
(公印省略)

発熱や風邪症状がある生徒等への学校における対応について（依頼）

保護者の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育活動への多大なる御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、みだしのことについて令和4年1月13日付で沖縄県教育委員会教育長及び南風原町教育委員会教育長より、本日から当面の期間、発熱や風邪症状等がある生徒等への対応の依頼があります。

つきましては、本校においても、本日から当面の間、主に下記の対応となりますので、ご理解ご協力をお願いします。

なお、今後の状況により再度変更の可能性があり、その際は再度連絡いたしますことを申し添えます。

記

【発熱や風邪症状がある生徒等への対応】

以下の対応は、発熱等の風邪症状を有した者が、受診せず一定期間の自宅療養の後、症状消失により直ちに再登校したところ、症状がぶり返し、受診したら新型コロナウイルス感染者と判定されたという事例があることから、それを防ぎ、学校感染のリスクを低減させるための措置であります。

1 健康観察を徹底し、体調不良時は登校を控えるご協力をお願いします。

※この場合の欠席は「出席停止」となります。

2 発熱や風邪症状があり欠席や早退等をする場合は、医療機関の受診をお願いします。

(1) 受診の際には、「再登校の基準」について必ず医師へ確認をお願いします。

※「症状があり新型コロナの検査を受け、陰性と判定された者」や「検査を受けなかった者」であっても、症状が消失後、一定期間自宅にとどまるよう医師から勧められる場合もあるため、再登校の基準については、必ず医師に確認をお願いします。

(2) 再登校の基準に関しては、医療機関の指示に従ってください。

3 医療機関へ受診ができなかった場合は、再登校までは自宅待機をお願いします。

・再登校の基準に関しては、原則として解熱剤などの薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過してからとなります。

※判断が難しい場合は、学校へ相談をお願いします。

4 陰性証明、治癒証明及び登校許可証については全て不要です。

・保護者等から口頭で学校に確認をお願いします。

5 感染者が感染可能期間に登校し、他者との接触があった場合の学級閉鎖、接触者等の出席停止措置は、次の通りとなります。

○濃厚接触者に関しては、学校・保育 PCR 検査を実施します。

※詳細につきましては、学校から連絡があります。

○接触者に関しては、学校・保育 PCR 検査は行わず、感染者との最終接触日の翌日から 5 日間の出席停止が基本となります。

6 学校休業中（土、日、祝日等）に、新型コロナウイルスの感染または感染疑いが生じた場合（同居している家族含む）、新型コロナウイルス感染症に対しての「学校休校期間及び学校休業中における新型コロナウイルス感染状況報告」のフォームを作成しておりますので、次の（1）、（2）のいずれかの 1 つの方法で速やかに学校へのご連絡をお願いします。

（1）スマートフォンでの回答する場合

※以下の QR コードからアクセスして回答し、送信ボタンを押してください。



（2）QR コード読み取りアプリのないスマートフォン・パソコン等を使って回答する場合

① 「南星中学校ホームページ」を検索し、「学校休校期間及び学校休業中における新型コロナウイルス感染症報告について（南星中学校）」をクリックする。

② 回答し、送信ボタンを押す。

問い合わせ
南星中学校 889-0432 教頭（柴田）

南教学第3470号
令和4年1月13日

町立幼稚園園長 殿
町立小中学校 校長 殿

南風原町教育委員会
教育長 新垣 吉紀
(公印省略)

発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応について（依頼）

平素より、本町教育行政に対し御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、みだしのことについて令和4年1月12日付け教保第1549号にて沖縄県教育委員会教育長より依頼があります。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、町立幼稚園、小中学校においても本日から当面の期間、発熱や風邪症状等がある児童生徒等への対応については、令和4年1月12付け教保第1593号（別添）のとおりとします。

各学校においては、家庭と連携し、適切な対応をお願いいたします。

本件の担当
南風原町教育委員会 学校教育課
統括指導主事 大城 圭
TEL：889-6181（内線1421）
FAX：889-2519

教保第1593号
令和4年1月12日

各市町村教育委員会教育長
各 教 育 事 務 所 長 殿

沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘昌
(公印省略)

発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応について

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。県立学校においては、本県及び県立学校における新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本日から当面の期間、発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応については、令和4年1月12日付け教保第1593号（別添）のとおりとします。

については、各市町村教育委員会及び各教育事務所におかれでは、本件について御承知おきください。

担当 教育庁保健体育課健康体育班 大城めぐみ
電話 098-866-2726 F A X 098-862-0472
E-mail ooshrome@pref.okinawa.lg.jp

教保第1593号
令和4年1月12日

各県立学校長 殿

県教育厅保健体育課
課長 城間 敏生
(公印省略)

発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応について(依頼)

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。本県においては、令和4年1月9日から「まん延防止等重点措置」が適用されることとなりましたが、年末年始からの本県新型コロナウイルス感染症新規感染者数の急増に伴い、児童生徒等の感染者数等も第5波以上に増加しております。

このような状況であっても、地域の社会経済活動が継続している場合、学校は感染症対策を強化し、可能な限り感染のリスクを低減させながら、学校教育活動を継続する必要があることから、各学校においては、発熱や風邪症状を有する児童生徒等については、下記のとおり、医療機関を受診するよう御指導をお願いします。

なお、本通知は、令和3年4月12日付け教保第87号「緊急事態宣言下における発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応について(依頼)」による通知内容と同様の措置であることを申添えます。

記

【発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応】

以下の対応は、発熱等の風邪症状を有した者が、受診せず一定期間の自宅療養の後、症状消失により直ちに再登校したところ、症状がぶり返し、受診したら新型コロナウイルス感染者と判定されたという事例があることから、それを防ぎ、学校感染のリスクを低減させるための措置である。

1 対象 全県立学校

2 期間 本日から当面の間

3 対応方法

(1) 上記理由で学校を休む旨の連絡を受けた場合や早退させる場合は、当該児童生徒等及び保護者に対し、かかりつけ医や医療機関を受診するよう勧める。

(2) 受診の際には、「再登校の基準」について必ず医師に確認させ、その指示に従うよう指導する。

「症状があり新型コロナの検査を受け、陰性と判定された者」や「検査を受けなかった者」であっても、症状が消失後、一定期間自宅にとどまるよう医師から勧められる場合もあるため、再登校の基準については、必ず医師に確認するよう伝える。また、医師に自宅療養を指示された期間は、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とする。

(3) 受診しなかった児童生徒等への対応について

発熱等の風邪症状を有する者は、原則として医療機関の受診を勧めることとするが、受診しなかった児童生徒等については、事前に学校医と相談した上で、2の期間は、下記の対応としても差し支えないこととする。

再登校に際しては、解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過していること。

※ 上記については、令和3年8月18日付け教人第873号「沖縄県立学校教職員のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」P2～3の2.(1)②を参考に作成している。

※ 上記期間は「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とする。

4 陰性証明、治癒証明及び登校許可証について

上記証明は全て不要であり、保護者等から口頭にて確認すること。

5 添付資料

(1) 参考 1

「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aについて」（文部科学省 HP より）
＜学校設置者・学校関係者向け＞

②感染者が発生した場合や児童生徒等の出席等の対応に関するこ

HP https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00034.html#q2

(2) 参考 2

令和3年8月18日付け教人第873号

「沖縄県立学校教職員のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

P 2～3 の 2. (1) ② ※枠で囲んだ部分

担当 教育庁保健体育課健康体育班 大城めぐみ

電話 098-866-2726 FAX 098-862-0472

E-mail ooshrome@pref.okinawa.lg.jp

問2 新型コロナウイルス感染症に感染したかどうかはわからないものの、発熱で学校を休んだ児童生徒等の再登校のための基準はあるか。

- 児童生徒等に発熱がみられた場合には学校を休むよう周知しているところですが、熱が下がった後にすぐに登校してよいかどうかについては、地域の感染の状況によって判断が変わるものと考えられます。
- 基本的な考え方としては、以下の通りですが、必要に応じ学校医等に相談するなどしてご対応ください。
- 地域で感染経路不明の感染者が多発しているような地域においては、熱が下がった後も一定期間自宅にとどまつていただく対応も考えられます。
- 他方、感染経路の不明な感染者がないような地域においては、一時的な発熱の後、他に症状もないような場合に登校を拒む根拠は乏しいと考えています。

担当:初等中等教育局健康教育・食育課(内2976)

また、会食等の自粛など、沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した、県民への行動要請に従った行動を取ること。

① 発熱等^{*1}の風邪の症状がある場合等には出勤しないことの徹底

教職員等は、毎朝出勤前に自宅で検温を徹底し、発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養すること。

*1 発熱等の風邪の症状とは、発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする。）、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状
但し、鼻炎など基礎疾患の症状である場合を除く

② 職場における健康状態の確認

教職員等は、出勤後速やかに「健康チェック表（別添3）」へ検温結果や体調不良の有無について記録すること。

校長は、授業の開始前までに健康チェック表を確認し、必要に応じて体調についてのヒアリングを行う等、教職員等の適切な健康管理に努めること。

校長は、教職員等が出勤後に発熱等の風邪の症状がみられた場合には、速やかに帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指示すること。

自宅で療養することとなった職員は、毎日、健康状態を確認すること。

発熱や風邪症状などの体調不良者で、PCR検査を受けていない者の職場復帰の目安

次の条件をいずれも満たす状態で職場復帰をさせる。

- ・発症後に少なくとも8日が経過している。
- ・解熱後に少なくとも72時間が経過しており、発熱以外の症状が改善傾向である。

上記期間の休業が学校運営上困難な場合には、PCR検査を受けること

- ・陰性を確認した場合、症状の消失から72時間経過後に復帰可能

校長の責任のもと以下の対応を取ることもできる

- ・発熱や風邪様症状の消失から少なくとも72時間が経過している。
その場合、本人及び所属において感染予防対策を徹底した上で出勤させること。

③ 発熱等の風邪症状が悪化若しくは改善されない場合

症状が改善されない教職員等は、新型コロナウイルス感染症相談窓口（コールセンター）に電話で相談し、コールセンターから医療機関の受診を指示された場合には、その指示に従うこと。

新型コロナウイルス感染症相談窓口（コールセンター）

☎ 098-866-2129 (24時間対応)

なお、症状の発症直後にPCR検査を受けても陰性となる場合があるため、PCR検査を受けるタイミングについては、医療機関に相談すること。

④ 「感染者または濃厚接触者（以下「感染者等」という。）」が発生した場合における衛生上の職場の対応